



報道関係者 各位

平成29年8月8日

【照会先】奈良労働局労働基準部

監督課

課長 上野 諭

監察監督官 岩崎 靖

電話 0742-32-0204

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

奈良労働局（局長 伊達 浩二）では、このたび、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる69事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、月80時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象としています。

対象となった69事業場のうち、39事業場（56.5%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に月80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、25事業場（64.1%）でした。

奈良労働局では、今後も月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていきます。

【平成28年4月から平成29年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場 :

69 事業場

このうち、50事業場（全体の72.5%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの :

39 事業場 (56.5%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの: 25 事業場 (64.1%)

うち、月100時間を超えるもの: 21 事業場 (53.8%)

うち、月150時間を超えるもの: 3 事業場 (7.7%)

うち、月200時間を超えるもの: 1 事業場 (2.6%)

② 賃金不払残業があったもの :

14 事業場 (20.3%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの: 10 事業場 (71.4%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの :

11 事業場 (15.9%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの :

58 事業場 (84.1%)

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に

削減するよう指導したもの: 35 事業場 (60.3%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの :

13 事業場 (18.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの: 2 事業場 (15.4%)

※ 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

平成28年4月から平成29年3月までに実施した監督指導結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成28年4月から平成29年3月に、69事業場に対し監督指導を実施し、50事業場（全体の72.5%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが39事業場、賃金不払残業があったものが14事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが11事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

| 事項 業種 | 実施事業場数 (注1) | 労働基準関係法令違 反があつた事業場数 (注2) | 主な違反事項別事業場数 | | |
|------------------|----------------|--------------------------------|---------------|----------------|------------------|
| | | | 労働時間 (注3) | 賃金不払残業 (注4) | 健康障害防止措置 (注5) |
| 合計 | 69 (100%) | 50 (72.5%) | 39 (56.5%) | 14 (20.3%) | 11 (15.9%) |
| 主 な 業 種 | 製造業 | 24 (34.8%) | 17 (70.8%) | 17 | 4 |
| | 建設業 | 5 (7.2%) | 3 (60%) | 1 | 1 |
| | 運輸交通業 | 18 (26.1%) | 13 (72.2%) | 8 | 3 |
| | 商業 | 6 (8.7%) | 4 (66.7%) | 3 | 0 |
| | 教育・研究業 | 1 (1.4%) | 0 (0%) | 0 | 0 |
| | 接客娯楽業 | 3 (4.3%) | 3 (100%) | 3 | 2 |
| | その他の事業 | 5 (7.2%) | 4 (80%) | 3 | 2 |

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があつたもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間超の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|----|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 69 | 16 (23.2%) | 27 (39.1%) | 8 (11.6%) | 8 (11.6%) | 8 (11.6%) | 2 (2.9%) |

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|----|--------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| 69 | 8 (11.6%) | 21 (30.4%) | 10 (14.5%) | 5 (7.2%) | 14 (20.3%) | 11 (15.9%) |

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、58事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項（注1） | | | | |
|--------|--------------|-----------------------|-----------------|-------------|------------------------|
| | 面接指導等の実施（注2） | 衛生委員会等における調査審議の実施（注3） | 月45時間以内への削減（注4） | 月80時間以内への削減 | 面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5） |
| 58 | 10 | 12 | 23 | 35 | 2 |

（注1） 指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

（注2） 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聞くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、13事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（※）に適合するよう指導した。

（※） 平成29年1月20日に「労働時間適正把握ガイドライン」（別添「参考資料」参照）を新たに策定（「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（労働時間適正把握基準）は同日付で廃止）。なお、平成29年1月20日までは「労働時間適正把握基準」に基づき指導。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項（注1） | | | | | |
|--------|-------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------|------------------------|---------------------------|
| | 始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)（注2）） | 自己申告制による場合 | | | 管理者の責務（ガイドライン4(6)（注2）） | 労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)（注2）） |
| | | 自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）（注2） | 実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）（注2） | 適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）（注2） | | |
| 13 | 9 | 1 | 4 | 1 | 1 | 0 |

（注1） 指導事項は、複数回答の場合、それぞれに計上している。

（注2） 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった39事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、25事業場で1か月80時間を、うち21事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

| 45時間以下 | 45時間超 80時間以下 | 80時間超 100時間以下 | 100時間超 150時間以下 | 150時間超 200時間以下 | 200時間超 |
|--------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 4 | 10 | 4 | 18 | 2 | 1 |

(1) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した69事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、5事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、23事業場でタイムカードを基礎に確認し、5事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、19事業場で自己申告制により確認し、17事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

| 原則的な方法（注1） | | | 自己申告制 (注2) | その他 (注2) |
|------------------|-------------------|------------------------|---------------|-------------|
| 使用者が自ら現認 (注2) | タイムカードを基礎 (注2) | ICカード、IDカードを基礎 (注2) | | |
| 5 | 23 | 5 | 19 | 17 |

（注1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

監督指導事例

事例1 卸売業

36 協定を締結していなかったにもかかわらず、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減について、文書指導を行った。

事例2 一般飲食店

36 協定を締結していなかったにもかかわらず、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせており、最長の者の時間外労働時間数が一月80時間を超えていた。また、固定残業手当制を導入しているが、明らかに不足額が生じている月が認められた。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）及び労基法第37条（割増賃金の支払）違反を是正勧告し、割増賃金の適正な支払いを求めるとともに、時間外労働の削減について、文書指導を行った。

事例3 食料品製造業

36 協定を締結していなかったにもかかわらず、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせており、最長の者の時間外労働時間数が一月100時間を超えていた。また、過重労働による健康障害防止対策である医師の面接指導等実施に係る方法・体制の整備がされていなかった。

監督署の対応

労基法第32条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、時間外労働削減及び医師の面接指導の適切な実施について、文書指導を行った。

労働基準法

第 32 条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

- ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第 37 条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ② 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- ③ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が

必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

参考資料

労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制(労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。)の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者(使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。)が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者(事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。)を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1)始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2)始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3)自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

- ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。
特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。
- エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。
その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。
- オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。
また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。
- さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。